

E. Lipson の 18 世紀 イングランド の 解 釈 に つ い て

— イギリス経済史学史のための覚え書 —

荒 川 邦 彦

は じ め に

イギリス経済史上の 18 世紀は、17 世紀の市民革命と 18 世紀後半の産業革命とにはさまれている。こうして、二つの革命のいわば谷間にあるため、18 世紀、とくにその前半は従来問題にされていなかった。それというのも、一方では、市民革命の革命性が強調されるあまり、この革命をもってただちに資本主義が始まるとする見解があり、他方では市民革命の妥協性が強調され、産業革命までは「地主制」であるとされ、したがって、資本主義の始点が産業革命に求められてしまう。先の見解では、両革命の間にある一世紀が無視されてしまうか、あるいは、市民革命の成果が順調に拡大しやがて世界史上初の産業革命に結実して、イギリス経済史は終ってしまう。あとの見解によれば、何故イギリスで典型的な資本主義が生れたのかはわからなくなってしまう。⁽¹⁾

いずれにしても、18 世紀は無視されてしまっていたのである。そのうえ、ほぼ 1960 年を境として、わが国の西洋経済史研究の重心が産業革命に移りはじめ、この移行にさいして、市民革命が産業革命とどのように関係しているのかがほとんど問われなかった。このため、18 世紀はますます暗闇のな

(1) 浜林正夫『イギリス市民革命史』未来社、1959、p. 1.

かにとり残されてしまったのである。⁽²⁾

しかし、経済政策史研究では、周知のように、この両革命の間を「固有の重商主義」と規定し、当時の保護貿易政策を中心にした多くの研究成果があらわれている。⁽³⁾ 「固有の重商主義」とは、市民革命以降、産業資本家がいわゆる原始的蓄積を体制的に加速化するためにとられた政策体系である、とされている。そして、この政策体系の中心は、外国からの競争に対し国内市場を産業資本育成のために保護する貿易政策であった。このような見解は言うまでもなく、前述の最初の見解につながるものである。ところが、基本的には同じく最初の見解に立ちながらも、市民革命の最大の争点が「産業の自由」にあり、革命以降は「産業における自由放任」の時代である、とする見解もある。⁽⁴⁾ この見解の相違は、前者が国民経済としての近代資本主義の成立という視角から市民革命とそれ以降の時代を見るのに対し、後者は賃労働の歴史的あり方という観点から見るところにあると思われる。だが、このような視点の相違は、見方を変えれば全体像がいっそう具体性をおびてくるなどというものではなく、その研究者にとってイギリス市民革命がどのような意味をもつのか、あるいは、その人と市民革命とのかかわりあいがあるのか、にもとづいている。

いずれにせよ、18世紀をいかに解釈するかによって、市民革命と産業革

(2) 最近では、山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』青木書店、1966；山下幸夫『近代イギリスの経済思想——ダニエル・デフォウの経済論とその背景——』岩波書店、1968、をはじめとして、多数の論文が発表されている。しかし、18世紀をイギリス経済史全体のなかで、どのように位置づけるかについては、ほとんどないと言えよう。

(3) 言うまでもなく、小林昇氏の著作があげられよう。小林昇「重商主義——イギリス初期ブルジョア国家の経済政策体系——」（大塚久雄他編著『西洋経済史講座——封建制から資本主義への移行——Ⅱ』岩波書店、1960。所収）など。

(4) 岡田与好『イギリス初期労働立法の歴史的展開』お茶の水書房、1961。なお、本書にかんする書評として、篠塚信義「書評」（『歴史学研究』第261号）、戸塚秀夫「書評」（『土地制度史学』第16号）があり、批判としては、戸塚「イギリス産業革命期における労働政策の転回」（『政経論叢』第33巻、第3・4・5・6号、pp. 550-576。）

命の解釈もまた異ってくるのであり、更には、これら二つの革命が現在どのような意味をもつのかにもつながる。本稿は、このような問題を孕んでいる 18 世紀を明らかにしようとする予備的作業である。

すでに記したように、わが国のイギリス経済史研究において、市民革命こそが「産業自由主義」の起点であるとする見方がある。岡田与好氏は、そのような見方が「イギリス経済史学の現在の通説」ないし「イギリス経済史学の現水準」である、と言われる。かかる「通説」ないし「現水準」として、岡田氏は E. Lipson の名をあげている⁽⁵⁾けれども、はたして適切であるかどうか。もし、岡田氏のそのような記述が適切でないとするれば、つまり、E. Lipson の解釈が「イギリス経済史学の通説」でないとするれば、岡田氏はいかなる理由で E. Lipson を「通説」としたのか明らかにしなければならない。つぎに、市民革命以降が「産業自由主義」であるという解釈は E. Lipson にとって、どのような意味をもつのか、が明らかにされねばならない。なぜならば、最近矢口孝次郎氏が示してくれたように、たとえば A. Toynbee や S. & B. Webbs の産業革命論にしても、それを支えていたのは 19 世紀末イギリスで生活していたかれらの現実認識であった⁽⁶⁾。歴史家が過去の事件にどのような意味を与えるかは、かれが現実とどのようにかかわりあっているかによる。だから、われわれは、まず、かれの現実認識がいかなるものであるかを明らかにしなければならない。その上で、かれの過去とのかかわりあい
が正しいのか否かを改めて検討しうるであろう。

(5) 岡田 前掲書, p. 43, 46 など。岡田氏が同書で問題にされているのは、労働者規制法および徒弟規制法の成立・衰退過程の検討をつうじて、イギリスにおける賃労働制成立史を明らかにすることであった。本稿では、そのことは直接扱ってはいない。

(6) 矢口孝次郎『産業革命研究序説』 ミネルヴァ書房, 1967。同書で矢口氏は、Lipson の連続説にふれ、Lipson は、「その〔産業革命〕の連続性を中世にまで遡らしめようとしている。しかし産業革命に関する連続性をそこまで遡らせることが、たとえ連続説の立場に立つとしても、産業革命の理解に関してどの程度の意味をもつものであるかは疑問である」とされている (p. 117)。なぜ中世まで遡らせざるを得ないのか、がわれわれにとっては問題なのである。

とくに、われわれとは異った歴史的環境で生活している人々の研究成果を手がかりにせざるをえないとき、かれらの歴史像とわれわれのそれとの相違を明確にする必要がある。さもなければ、われわれの歴史研究は安易な比較論か精緻な理論に終わってしまう。

本稿でわたくしは、18世紀中葉のひとつの事件をとりあげ、この事件からイギリスの歴史家たちがいかなる意味を引き出そうとしたのか、そして、その意味はかれらの現実認識とどのようなかかわりをもつのか、を明らかにしたいと思う。E. Lipson をとりあげる理由は、かれの解釈が、すでに記したように、わが国で「通説」といわれているし、また、かれの『イングランド経済史』(The Economic History of England. 3 vols.)⁽⁷⁾が通史として多く利用されているからである。

1. 1757年の賃金裁定廃止にかんする解釈

E. Lipson は、17世紀の「内乱」と「革命」とが、絶対君主制の崩壊を意味したと同時に資本主義の発展上の転換点であった、と考える。国制・宗教上の「内乱」と「革命」とによって絶対君主制が打倒されるとともに、「資本主義の発展によってはぐくまれた経済的個人主義の影響で、国家は労働問題、なかんづく、賃金・失業・技術訓練にかんする問題に対して、異った態

(7) 第1巻は最初、*An Introduction to the Economic History of England: I. The Middle Ages.* として1915年に刊行され、その後1937年に改訂・増補され、*The Economic History of England: Vol. I, The Middle Ages.* となった。第2, 3巻は1931年に *The Economic History of England: Vol. II and III, The Age of Mercantilism.* として発表。1943年に長文の序論 (Introduction) がつけられ、注目された。なお、R. Ashton によると、この『経済史』はイギリスでも最近まで教科書として使用され、とくに重商主義の時代については「Lipson の遺産」が残っていた、という。(Economic History Review, 2nd ser., XIX/1, 1966, p. 201.)

第2, 3巻の書評として、C. R. Fay (*Economic Journal*, XLI/164, pp. 624-628.), T. S. Ashton (*Economica*, o. s., No. 35, pp. 116-119), N. S. B. Gras (*American Economic Review*, XXIII/3, pp. 486-488.), H. Sée (*Economic History Review*, 1st ser., III/3.), H. Heaton (*American Historical Review*, XXXVII/2, pp. 317-319). を見ることができた。

度をとりはじめ、そして、16 世紀の産業立法はしだいに用いられなくなるが
ままたにされた⁽⁸⁾。労働問題に対する国家のこのような態度は、「『国富論』と
産業革命よりも一世紀以上前に、産業の自由の教えが支配階級の心をしだいに
強くとらえ始めていた」からにはほかならない。産業界の指導者たちはつと
に「自由」の必要を感じとり、実践してきたのであるが、国制上の変化によ
ってかれらが議会を我ものとするや、国家は産業活動への介入を止めた。17
世紀末には、こうして、「産業における自由放任政策へ向う明瞭な動き」が
みられた。そして、この新しい動きを国家が積極的に認めたのは、1757 年
であった。内乱以降、徒弟規制法を中心とする 16 世紀の産業立法は国家によ
って現実には使用されなくなっていたが、法典にはいぜんとして残されてい
た。だから、たとえば、四季裁判所に訴え出て賃金裁定を獲得することも可
能であったし、徒弟の雇用人数を制限することも可能であった。国家が制定
法にもとづいて経済活動（とくに労働問題）に介入することは止めても、制
定法そのものは生き残っていたのである。したがって、E. Lipson が 17 世
紀末から自由放任政策への動きがみられる、と言う場合も、その動きは、い
わば消極的な意味しかもたないかもしれない。ところが、1757 年に、議会在
毛織物業における賃金裁定を廃止してしまうのである。国家は経済問題に介
入することによって、徒弟規制法のなかの賃金条項を廃止してしまった。消
極的な廃止から積極的な廃止へと国家が態度を変えたという意味で、また、
自由放任への動きが法的に認められた（したがって、17 世紀末からの自由放
任政策の存在も実証された、と E. Lipson は考えるのだが）という意味で
も、1756 年は「イギリス経済史上の一里塚⁽⁹⁾」なのである。とすれば、常識的
には 19 世紀こそが自由放任の時代であると考えられているけれども、その
ような考えは史実に反するのみか、人々に誤った歴史的展望さえも与えてし

(8) E. Lipson, *The Economic History of England*, vol. III, p. 386. (E.H.E., と略記し、巻・頁数を記す)。Cf. E.H.E., III. pp. 264-265, 287 and 312-314.

(9) E.H.E., III. 270. "1756, a landmark in economic history"

まうことになる。自由放任政策が18世紀のものか、それとも19世紀のものかは、現在のわれわれのあり方を考える時に決定的な意味をもつからである。18世紀を自由放任の時代と考える E. Lipson にとっては、だから、1757年は決定的に重要なのである。では、1757年とはいったいどういう年であったのか。われわれはかれに従って、この重要な年について記しておこ⁽¹⁰⁾う。

事件の発端は、1755年7月23日にイングランド西部にあるグロースターシャの Horsley の「貧しい織布工たち」が低賃金の苦しみを訴え、同地の治安判事に対し賃金裁定の実施を求めたことから始まる。かれらは同年8月22日に「広巾紡毛織物工に支払われるべき賃金率表」を提出した。翌1756年2月には、かれらは専門家の助力を得て下院に請願書を出し、これを受けた下院は調査委員会を設置して検討した結果、織布工らの主張を認めて治安判事による賃金裁定を改めて制定したのである(29 Geo. II., c. 33)。織布工たちは同じ年の10月5日に開廷された General Michaelmas Quarter Session に出席する治安判事らにも文書を提出し、同法の完全実施を訴えた。

他方、織元側は事態を静観し、1756年のジョージ2世第29年法律33号の成立後も同法を遵守せずにはすませていた。だが、織布工たちが治安判事を抱き込み統一行動に出るにいたって、織元側も動き始めたといわれる。そして1756年10月、織布工たちの文書提出と同時に織元たちも73名の署名をあ

(10) 1755年から1757年までの経過は以下の文献による。Lipson, E.H.E., III. 266 ff., W. A. S. Hewins, *English Trade and Finance chiefly in the seventeenth century*, 1892. pp. 118-125., W. E. Minchinton, "The Petitions of the weavers and clothiers of Gloucestershire in 1756," in *Transaction of the Bristol and Gloucestershire Archaeological Society*, Vol. LXXIII (1954). 市川承八郎「イギリス産業革命前夜の繊維工業における労働組合の発生諸形態」(井上孝治編『ヨーロッパ近代工業の成立』東洋経済新報社, 1961. 所収)。W. A. S. Hewins と Lipson が *A State of the Case ... relating to the ... Rising of the Weavers in the County of Gloucester (1757)* を、W. E. Minchinton が織布工の Petition と織元の A Memorial とを使用している。*A State of the Case ...* が織元側の出したパンフレットであると言われ、これら二つの史料の相違もみられるが、まだわたくしは対照しえていない。

つめた 10 カ条からなる「覚え書」を提出した。織元と織布工の両請願書を受理した治安判事たちは、かれらが織布工程の技術的問題について論ずることができないという理由で、賃金裁定を放棄してしまった。しかし、織布工たちは治安判事の決定に反対して暴動をおこし、前後 6～7 週間に及ぶストに入り、結局実力で賃金率表を織元に認めさせたのである。この賃金率表は同年 11 月 6 日の臨時法廷でも承認され、織布工たちは仕事に戻った。だが、織元たちは直ちに攻勢に転じ、賃金率表に従わないばかりか、1756 年の制定法を廃止せんとした。この廃止運動はウィルトシャーやサマセットの織元たちの支援を得て成功し、1757 年にジョージ 2 世第 30 年法律第 12 号で 1756 年の制定法は無効とされたのである。

1755 年から 1757 年までのこの事件については、事件の経過そのものについても、また事件の当事者らについても、不明の点が非常に多い。にもかかわらず、この事件が後で記すように多くの歴史家によって注目されているのは、なによりも賃金裁定制が廃止された、という事実による。だが、いったい何故に廃止されたのか。E. Lipson は、1756 年 10 月に織元たちが治安判事に提出した 10 カ条からなる「覚え書」に、廃止の正当な理由を見出している。かれによると、織元たちの主張は、技術的理由、経済的理由、政治的理由の 3 つに大別される⁽¹¹⁾。

1. 技術的理由。織元たちは、強制的な賃金裁定は技術的にみて実施しえない、と主張する。なぜなら、織物の品質と種類とが『きわめて多様なので、一律のまたは固定された基準には還元しえない』からである。そのうえ、賃金裁定制のもとで定められる賃金率は、織布工の熟練度を勘酌しえない。(第 3, 5 理由)

2. 経済的理由。『いかなる法であろうとも、雇用主とその使用人との間で立派になされた私的契約にとって代らんとすれば、自由民の自由と交易の利益とにとって、これほどばかげたことはない、とわれわれは考える』。この

(11) E. H. E., III. pp. 266-270.

点で、つまり、織元たちが私的契約の自由を主張したという点で、かれらは来るべき時代の「自由放任」^{レッゼ・フェール}の精神を明らかに感知していた、と E. Lipson は言う。『交易はかよわい植物であって、自由^{トレード}によってのみそだてられうる』のだから、『なにゆえに、この王国一の製造業、まさにこの名に値する毛織物業が、不必要な制約をくわえられねばならないのか』(第8, 4理由)。さらに、賃金は需要供給によって決定されるべきものであるけれども、外国との競争に勝つためには低賃金が必要である、と主張する(第1理由)。

3. 政治的理由。『この制定法によって織布工たちは、われわれが現在かれらの親方である以上に、われわれの親方として威張るであろう。平等化と不穩の精神とは……平民のあいだでは決して奨励されるべきではない』。1756年2月の制定法以降、『それは、不法の団結を阻止する代りに、陰謀を奨励し、不満を助長し、混乱と騒動を生み出している』(第2理由)。

10カ条からなる「覚え書」の第1, 2, 3, 4, 5, 8理由を根拠にして、織元たちが「産業の自由」(Freedom of Industry)ないし「産業における自由放任」(Laissez-faire in industry)を求めていたと Lipson は考えるのである。だから、1757年に議会がとった行動は、たんに賃金裁定制を廃止しただけでなく、織元たちの主張を法的に承認し、したがって、「産業の自由」を明確に認めたのである。「ほぼ2世紀間、賃金を定める国家の権利は産業統制の基本的原理として認められ、また、じっさいには不用になっていたけれども制定法集に残っていたので当局に〔干渉の〕権限を保留し、当局はそれを最後の根拠として労働者階級の保護⁽¹²⁾につねにたち戻ることができた」ために、実業界ではすでに17世紀末から「産業の自由」への要求があっても、その要求は全面的に認められなかった。たとえば、グロースターシャでは1728年と1756年に賃金裁定が命令されている。だが、当局の最後の根拠が非認されたことによって、「産業の自由」は現実の経済活動においても、ま

(12) E.H.E., III. p. 270.

た法的にも勝利を得たのである。しかも、この勝利は 1757 年であった。とすれば、たとえ産業革命の始点を 1760 年としたところで、この勝利は産業革命よりも早く得られているし、また、A・スミスの『国富論』よりも 20 年も早いのである。だから、通常考えられているのとはちがって、「産業における自由放任」は 19 世紀ではなく、まさに 18 世紀に、しかも、『国富論』や産業革命に先だって、勝利をおさめていたのだ、と Lipson は考える。このようにして、18 世紀のイングランドは「産業の自由」の時代であった、とかれは解釈するのである。この解釈を裏づける歴史的事実が、1757 年の事件であり、それゆえ、かれはこの事件をもって「イングランド経済史上の一里塚」とか、「経済革命」とか評価するのである。

だが、イングランドの一地方の織元たちが自由を求め、それに応じて議会在賃金条項を廃止しただけで、「産業における自由放任」が勝利したというのだろうか。織元たちは何故に自由を求め、その自由とは何であったのか。さらに、18 世紀に「産業における自由放任」が勝利したとしても、イギリス経済史においてそのことはいったいどういう意味をもつのか。これらの点が明らかにされなければならない。そのまえに、1755 年から 1757 年に至るこの事件が、イギリスの経済史研究者によって、どのように解釈されてきているか記しておこう。研究史をたどってみると、上記の Lipson の解釈が必ずしも「通説」ではないことが、そして、「通説」でないとなれば、そこで改めて Lipson にとってこの事件が何故に「一里塚」と評価されなければならないのか、明らかにされよう。

ところで、すでに記したように、1757 年の制定法 (30 Geo. II., c. 12) が、徒弟規制法中の賃金条項にかかわるものであったため、この事件は先ず徒弟規制法の歴史との関連で注目された。徒弟規制法がイギリス経済史上どのような役割を演じ、いかなる結果を生み出したかについて Th. Rogers 以来の論争がある。この論争は、徒弟規制法が現実にいかなる作用を及ぼしたのかに関する実証をめぐるものであり、わが国でもこの実証にかかわる問題のみ

がとりあげられている。しかし、論争は、たんに史実はどうであったか、あるいは、史実を解釈する理論が正しいかどうか、だけではなかった。徒弟規制法が問題にされるということ自体がすでに、国家とは何かという問を含んでいるのであって、同法がじっさいにどう機能したのか実証的に解明する作業はつねに国家は何をなしうるのかを問題にしているのである。そして、言うまでもなく、国家に対してどのような期待をいただき、どのような失望をいただくかは、その歴史家の現在とのかかわりあいによっている。他方、この事件がまさに産業革命前夜に起ったため、産業革命との関連でも言及される。この場合も、産業革命とは何であったのかがつねにつきまわっているのである。徒弟規制法についても、産業革命についても、前世紀から始まる長い研究史があって、わたくしにはこの研究史の概略⁽¹³⁾すらも容易にはつかみえない。ここでは、目下問題にしている事件にかぎって、上述の視点から研究史を記しておきたい。

われわれが問題にしている事件をはじめとりあげたのは、おそらく、⁽¹⁴⁾ W. A. S. Hewins であろう。かれがこの事件に言及するのは、(1) 18世紀前

(13) 角山栄「エリザベス『徒弟法』の研究」(『経済理論』19号 pp. 42-47)、および戸坂嵐子「16・7世紀イギリスに於ける賃金規制の特質について」(社会政策学会編『戦後日本の労働組合』1956。所収)に簡単な論争史が紹介されている。

(14) W. A. S. Hewins, *op. cit.*, pp. 74-127; do., "The Regulation of wages by the Justices of the Peace," in *Economic Journal*, VIII/3 (1998), をみよ。Th. Rogers については、たとえば *The Economic interpretation of History*, 6th ed., 1905, p. 40, do., *Six centuries of work and wages*, 14th ed., 1919, pp. 398-399 を参照のこと。ちなみに Rogers の「陰謀説」の根拠はつぎの点にある。「上層階級の健康が非常に改善され、労働階級のそれも良くなっており、今まで知られていなかった用品が安くて身近かになったという理由で、この国が……すべての人民にとって絶えず進歩をつづけてきている」と考える「充ち足りたオプティミズム」に対し、かれは抵抗するのである。(Six centuries, p. 398)

以下において、わたくしは、W. A. S. Hewins, Th. Rogers, W. Ashley, S. and B. Webbs などについて断片的に述べるであろう。かれらについては、それぞれ別個の考察を必要とするのであるが、ここで部分的にでも言及するのは、準備作業としての意味もあるけれど、かれらが歴史に何を求めたかを少しでも明らかにしておきたかったからである。Th. Rogers の説が理論的に問題にされる以前に、かれは何故そう言わざるを得なかったのかに、わたくしの関心がある。

半に労働者階級の状態が相当改善されているけれども、「17 世紀について指摘されている後退からまぬがれていた」と信ずる理由はなにもないことを明らかにするため、(2)「18 世紀におけるストライキの説明として、また、徒弟規制法を廃止せんとする最初の試みのひとつとして」興味深い、からである。そして、織布工らが賃金裁定を求めたのは、おそらく Kay の flying-shuttle の導入によって織布工が失業したからである、とみている。「織布工たちが訴えた仕事不足はおそらくこの発明によるのであろう。なぜなら、古い工程だと広巾織物は一台の織機に二人の職工を必要としたのが、今ではそれは一人で操作されうるからである。それゆえ、Kay の flying-shuttle は定期的に仕事を得ることができる織布工の収入を増加させたけれども、多くの織工^{ジェニイマン}はおそらく仕事を失ったであろう」。Hewins はこのように、1757 年の事件を、機械の導入 → 労働者の生活の悪化 → 徒弟規制法の廃止への動き、として位置づけている。だから、事件の原因（機械の導入）と結果（徒弟規制法廃止の最初の試み）について、かれは Lipson と解釈を異にしているのである。ところで、この Hewins の解釈は実は Th. Rogers に対する批判であった。Rogers の徒弟規制法にかんする解釈は、すでにわが国でも紹介されているように、同法を賃金圧下のための「計画的陰謀」とみるものであった。「1563 年から 1824 年までは、法によって仕組まれ、そして、その成功から利益を得る連中によって遂行された陰謀」におとし入れられ、それによって、「イングランドの労働者から賃金をかすめ取り、かれを土地にしばりつけ、希望を奪い、そして救いようのない貧困に押しやった」。この Rogers 説を批判するのが Hewins の目的であった。もちろん、かれの Rogers 批判は史実にもとづいて——すなわち、Rogers のあげた 11 の賃金裁定表に対し、Hewins は 47 をあげている——おこなわれているが、それにとどまるものではない。「この一片の法律の結果がいかなるものであったか、を決定することは重要である。なぜならば、それがその後の労働階級の歴史に大きな影響を与えたとされているからである。一方には、ひとつの階級の他の階級に

対する長い計画的陰謀の成功をそこに見出す人々が、他方には、それを労働階級の大憲章、つまり、圧制に抗して良き雇用条件を得るための手段とみなし、産業革命によってその手段が一掃されたと考える人々がいる」。この二つの見解のうちの前者が Rogers 説であることは言うまでもない。だが、裁定表を検討してみると Rogers 説のごとき「絶対的かつ一般的結論」は得られないのみならず、「歴史を……計画的陰謀と説明してみても、社会的害悪の解決には決して近ずきはしない」。なぜなら、たとえ史料の制約があっても明確な結論が下しえないにしても、Rogers のように徒弟規制法を「計画的陰謀」と断定してしまうのでは、「ふつうの人間」(average human nature)の心に訴えることはできない。国家を階級支配の道具とみてしまえば、「ふつうの人間」の協力を必要とする社会改革はとても達成しえない、と Hewins は考える。「ふつうの人間」の感覚で社会改革にとり組めば、いかなる事業であろうともすべての階級から誠心誠意の協力が得られるのだ。ここに、「ふつうの人間」の協力と、「近代においてきわめて大きな影響力をもつ国家干渉という人道主義的理念」とに訴えれば、現在の社会問題を解決するという Hewins の考えが入りこんでいる。そして、このような解決方法の可能性を明らかにしたのが産業革命であった。「工場制はしだいに、2世紀間停止状態にあった力を労働者に甦らせた。それは、まったく消滅していたあの団結精神の新たな表明」を可能にし、時代遅れの抑圧的制約によって孤立させられてきた労働者を救ったのである。とすれば、1757年は、かれにとっては、以上のような「国家干渉という人道主義的理念」にもとづく19世紀社会への発展の端緒たりうるのである。だから、それは「徒弟規制法を廃止せんとする最初の試み」であった。

ところで、Hewins と同じく19世紀末、この事件に言及しているのが、Sidney and Beatrice Webb⁽¹⁵⁾ である。かれらは、1756年の数年後に「立法

(15) S. and B. Webbs, *History of trade unionism*, 1894 p. 42 f. なお、矢口前掲書の Webbs に関する項も参照。

府の産業政策に革命的变化がみられ、議会は 1756 年法の廃止によって「自由放任に向って直進した」と記している。だが、この革命的变化は「中世的保護政策から『行政的虚無主義』への変化であった、と述べられているのであるから、かれらは 1756 年までは「中世的保護政策」が効力を有していたと考えるのである。「18 世紀の前半、支配階級は職工 (industrial mechanic) がその職業の慣習的収入に対して権利をもつということを前提にして行動した」。だから、18 世紀中葉に革命的变化を求める点では、Webbs も Lipson も一致するのであるが、前者にとってその革命的变化は来るべき「中間期」(=「産業革命期」)の「自由放任主義」ないし「無規制の個人主義」への第一歩であったのに対し、後者にとっては「産業における自由放任」の勝利をつげる、いわば最後の一步であった。Webbs のこの解釈には、政治的自由や人間相互の間の尊重にもとづく民主主義的組織によって「無規制の個人主義」に「集团的統制」をかければ、労働者の生活を改善しうるし、また、まさに 1837 年以降の歴史がそれを示している、という現状認識にもとづいている。「中世的保護政策」から「無規制の個人主義」または「自由放任主義」への変化は、やがて 19 世紀後半に民主主義的組織を生み出す前提として、「革命的变化」であった。

「1757 年に、当時のイングランドで真の大産業であったところのものにおいて、国家による賃金規制の廃棄はきわめて意味深い。」と W. Ashley⁽¹⁶⁾ は言う。かれにとって 1757 年が意義深いのは、「機械または工場の出現するかなり前に、賃金規制体制が放棄された」からである。この解釈は、機械の導入に 1757 年の意義を認めた Hewins の解釈とも、また、1824 年まで「計画的陰謀」がつづいたとする Rogers の解釈とも異なる。だが、Ashley にあっては、Lipson のいう「契約の自由」がこの時点で勝利をおさめてはいない。

(16) W. Ashley, *The Economic organisation of England: An outline history*, 3rd ed., 1949 (first published, 1914). pp. 102-109, 140 f. かれは第 7 講を “The Industrial Revolution and Freedom of Contract” としている。さらに、1909 年の最低賃金制 (Trade Boards Act) との比較も同時におこなっている。

「契約の自由」にもとづく「自由放任政策」は、産業革命ののちに、ロックおよび A・スミスの信念の影響によって、確立されるのである。「産業における契約の自由が一般原則であり、『国家の干渉』はまったくの例外でなければならぬ」ことが一般的に認められたのは、19世紀であった。18世紀は、「議会を通じて表明された商人階級の直接利益によって形成された」いわゆる「議会コルペール主義」の時代であり、商人階級は、外国貿易に注意をそそぎ、国家の産業規制はすたれるにまかせた。1757年法の成立も、そうした商人階級の利益によるものである。

たしかに、Rogers のいわゆる「陰謀説」を主張する研究者はほとんどいないのであるけれども、それと同時に、Lipson と同じ解釈を主張する人々もいないのである。19世紀末の Hewins から20世紀初頭の Ashley まで⁽¹⁷⁾、それぞれ異った意味を1757年に与えてきている。だが Lipson のように、この年を「産業の自由」の勝利を記念する「一里塚」とみる人はいなかった。そして、かれらは1757年にかんする解釈がそれぞれ異ってはいるものの、19世紀末から20世紀初頭のイギリス社会において、国家の経済活動への介入を社会発展の前進としてみる点ではほぼ一致していたといえる。

さて、Lipson が1757年をもって「産業の自由」の勝利と断定したのは、1931年に刊行された『イングランド経済史』第3巻においてであった。その後の研究者が、かれの解釈をひきついでいることも、たしかである。わたくしの知る範囲でも、William Holdsworth, W. E. Minchinton, E. W.⁽¹⁸⁾

(17) 以上にあげたほかに、J. L. and B. Hammonds, *The Skilled labourer 1760-1832*, 2nd ed. 1920, p. 157 f. 18世紀に関するものとして、E. L. Waterman, "Some new evidence on wage assessment in the eighteenth century," in *English Historical Review*, XLIII (1928).

(18) William Holdsworth, *A History of English Law*, vol. XI. 1966 (reprint: first published 1938), p. 471 ff., W. E. Minchinton, *op. cit.*, do., "The Beginnings of trade unionism in the Gloucestershire woollen industry" in *Trans. B.G.A.S.*, LXX (1951), E. W. Gilboy, *Wages in eighteenth century England*, 1934 (Harvard economic studies vol. XLV), pp. 73-76, W. E. L. Moir, "The Gentlemen clothiers: a study of the organization of the Gloucestershire cloth industry, 1750-1835" in *Gloucestershire studies* ed. by H. P. R. Finberg, 1957. 他に、M. Beloff, *Public order and popular disturbances 1660-1714*, 1938 は Lipson と J. D. Chambers を使って Webbs を批判している。

Gilboy, W. E. L. Moir などが, Lipson の解釈を引用して, 一見したところでは, かれの解釈に同意しているようにみえる。だから, イギリス経済史学界の「通説」とも考えられる。だが, Lipson の解釈を引用しているからといって, かれに全く同意しているわけではないのである。

たとえば, Holdsworth はつぎのように記している。ジョージ 2 世第 29 年法律 33 号の「廃止は, Lipson 氏の言っているように, 『本質的にはひとつの経済革命』であった」。しかし, 「立法府はいまだ, 自由放任の原理が, すべてに適用されねばならぬ程の普遍的ドグマである, という見解に改宗しはしなかった」。その証拠に, 1770 年 (10 Geo. III c. 53) や 1773 年の有名な Spitalfields Act (13 Geo. III c. 68) などで, 国家は賃金問題に介入しているのではないか。だから, 「経済学上の意見はあきらかに自由放任の方向に向っていたのだけれども, 立法府はまだそれにまったく降服していたわけではなく, もし然るべき理由があればいつでも物価と賃金をともに規制せんとしていたのである」

われわれは以上で, 1755 年から 1757 年までの織布工らの賃金闘争および 1757 年法の成立について, いく人かの研究者の解釈をみてきた。われわれが知りうるかぎりでは, Lipson の解釈はイギリス経済史学界の「通説」とは言いえぬことが明らかになったと思う。各歴史家のこの事件にかんする解釈のちがいは, もとより史実にもとづくものであるけれども, たんにそのみではなく, かれらが現実にかんにかかわりあっているか, によるのである。われわれが記してきた Hewins, Webbs, そして, Ashley は, 19 世紀末から 20 世紀初頭にそれぞれ上記の評価を 1757 年に与えた。それに対して, Lipson は第一次大戦を経験した後に, 『イングランド経済史』の第 2・3 巻を発表しているのである。ほぼ 1915 年を境にしてイギリスの歴史家たちの歴史意識が非常に変わった, と E. H. Carr は記しているけれども, そうであるとすれば, Lipson にもその影響が及び, 1757 年の解釈にもなんらかの痕

跡がみられるのではないだろうか。われわれは、かれにとって、18世紀が「産業における自由放任」の時代であるということが、いかなる意味をもつのか検討しなければならない。

2. 1756年の「覚え書」について

1756年法の廃止によって「産業の自由」が勝利した、と Lipson は言うのであるけれども、では、かれの言う「産業の自由」とは何を意味するのか。そして、その「自由」はその後の歴史にどのようにつながっていくのか。これらの間に対する Lipson の答から始めよう。

まず、当時の「産業の自由」のトレーダーがいかなる存在であったのか。かれによれば、その時の「産業の自由」の担い手は織元層であり、かれらは資本家であった。織元はなによりもまず、「売買に従事した。かれは、原料を購入し、そして、完成品を売った。この製造業の実際のこまかな点は、紡毛工、織布工そして仕上工にまかされていた⁽¹⁹⁾」。毛織物工業の中心として、かれは、この製造業全体を管理していた。ただ、近代的な意味での織物製造業者が「産業資本家」であるのに対し、当時の織元はむしろ「商業資本家」(trading capitalist)であった。要するに、「織元たちは、この産業を管理し、実際の個々の作業を他の人々にまかせる、企業家の機能をおびていた」のである。企業家はイギリスでは早くも14世紀に工場を経営し、「自由」を求めてきたのであるが、17世紀末の名誉革命の「国制上の変化」によって始めて「自由」を享受することができた。1757年は、その勝利を裏づける明確な証拠である、と Lipson は考える。そして、「自由」を得た企業家はやがて産業革命をもたらすかのように思われる。だが、この点で、われわれは相反する解釈に出合うのである。つまり、1757年に議会によって認められた「産業の自由」が、その後のグロースターシャーの繁栄の基礎であっ

(19) E.H.E., II. p. 14 f.

たとする解釈と、それがまさに最期の足掻であったとする解釈とがある。⁽²⁰⁾
W. E. L. Moir は、グロスターシャーの織元たちが 1757 年に勝ち取った「自由」は、Lipson の言うように、「本質的にひとつの経済革命」であって、この勝利があったからこそ、かれらはいわゆる gentleman clothier として、「その後の繁栄の基礎をきづいた」とみている。他方、E. W. Gilboy は、グロスターシャーの毛織物工業の最盛期を 1690 年から 1760 年までであったと考え、その「衰退のきざしはこの時点 [1756 年] でさえも、この [織元と織布工との] 論戦を通じて得られた証言から明らかであった」。1756 年の論戦だけでなく、同じ頃のこの地域の賃金問題にかんする史実からみて、毛織物工業は「問屋制 (putting-out system) に固有の困難——つまり、労働者に対する管理の欠如」をはっきりと示している。「18 世紀における西部毛織物工業の活動は、死の運命にある、あるいは少なくとも一生病身の運命にある人の最期の足掻に等しかった」。

もとより、Moir と Gilboy とでは問題関心が違うのであって、Moir の場合はグロスターシャー毛織物工業史上に特異な位置を占める gentleman clothier のレジームに注目しているし、Gilboy にとっては何故にヨークシャーやランカシャーで機械制大工業が起りえたのかを 18 世紀の賃金水準の変動から明らかにせんとするところに注意が集中されている。そして、繁栄とか衰退とか言う場合、その現象はあくまでも相対的な意味であって、人がその言葉にどのような意味を与えるかによって変りうるものである。しかし、Moir の場合ですら、織元たちが「自由」を求めたのは、かれらが「追いつめられていた」からだ、と記している。「1756 年の騒動は……極端の困窮に迫られて起った。1755 年から 1756 年に、毛織物市場の崩壊は [七年] 戦争の勃発で長びき、同時に、凶作の結果、パンの値段は上りつつあった」。「腹をすかせた織布工たちの眼には、雇用主らが腹黒い悪党に見えたにちがいない。だが、労働者は全体の状況を理解しうるような立場にはいなかった。」

(20) W. E. L. Moir, *op. cit.* p. 264. E. W. Gilboy, *op. cit.*, p. 74 f.

織元たちはフランスの進出に抗して無我夢中で闘い、それと同時に、国内でも競争者らの脅威に直面していたのである。

事実、1756年の「覚え書」で織元たちは、上記の点を強調している。すでに記したように、Lipson は「産業の自由」の勝利を主張するにさいし、織元の「覚え書」から6項目のみを引用した。Moir が織元は「追いつめられていた」と、また Gilboy が「最後の足掻」と言うとき、彼女たちは、Lipson が引用しなかった残りの4項目を根拠としている。

すなわち、織元たちは第6理由でつぎのように言う。⁽²¹⁾ 1756年の制定法が毛織物の品質を低下させ、したがって品質の良悪によって左右されるトルコ貿易（しかも、現在フランスと競争状態にあるトルコ向輸出）において、競争に敗ける原因になるであろう。ついで第9理由では、この州の毛織物工業がまさに不況期にあると主張する。「我々は、この制定法の実施が現今の騒動と混乱とをひきおこしているだけでなく、わが製造業の他のいずれかの州への全面的移動に途を開くものである、と解する。」じっさい、イングランドには現在、貧民の仕事不足や農場改良の必要を痛感している人々が多いのであるから、この製造業のそうした人々のいる地域への移動は「好意をもって迎えられ……自由によってはぐくまれ、そして無制限の自由という利益をすべて享受するであろう。」しかも、「製造業のこうした革命 [=他地域への移動] が、政策の良悪によって、ひとつの国から別の国へとおこるのは普通である」だけでなく、「国内でのこの種の革命はわが国においてはもとより、われわれ自身の製造業においても、現にそうである。」たとえば「ヨークシャーは、われわれの知る限りでも、われわれからトレイドのいくつかの重要な部門を奪っている。それというのも、その地の Labouring Manufacturers がわれわれのそれよりも、いっそう従順、穩健、質素であり、したがって、安い賃金で働くからである。」外にはフランス、内にはヨークシャーの毛織

(21) 以下の説明は Minchinton, *op. cit.*, *Petitions* による。なお、この点については、周知のように、J. Tucker, *The Instructions for travellers*, 1757 の有名な一節がある。

物という競争相手を眼前にし、しかも、「この不況期に」あっては——と第 10 理由で言う——、賃金の低さは「われわれの誤りであるよりも、むしろ不幸である。」とすれば、「いったい何故に織布工のみが、かれらの親方やこの製造業の他のすべての部門よりも、不況時の影響を感ぜずにすまされるのか。」もし、かれらのみが被害を受けずにすむとすれば、グロスターシャーの事件は全国に拡大し、やがて諸外国の競争者に利益を与えるにちがいない。そうなれば、「後代の人々にかかる不必要な革新を許したかどで、現代を非難するであろう。」

Gilboy は、織元らのこのような主張を「最後の足掻」とみた。彼女の解釈によれば、前貸問屋制の欠点ゆえに織元は分散する労働者を十分に管理しえないのに対し、労働者は織元のこの弱点を利用して団結し、賃金裁定を要求しえた。とすれば、たとえ 1756 年法が廃止されたとしても、その廃止は不況を克服するための一時的方便にすぎず、前貸問屋制に固有の欠点が残存するかぎり、衰退はつづいてしまう。

さて、Lipson は、織元の「覚え書」のなかの上記の部分については当然知っていたはずである。だから、かれは『イングランド経済史』においても、中世的規制が残存していたヨークシャーにおいて機械類の導入が順調に進んだと述べる⁽²²⁾とともに、別のところでは、はっきりとつぎのように述べる。グロスターシャーを含む西部地方の毛織物業が産業革命期に衰退した理由は、「労働者の保守主義」と「製造業者 [= 織元] の側における企業精神の欠如」であった。あるいはまた、「企業精神の旺盛な新参の競争者 (ヨークシャー) が、旧来の産業の中心地をおいぬきえたのは、自らを経済状態の変化に適應させることができなかつた旧来の中心地の無能にあった」。とすれば、1757 年の織元たちの主張はまさに Gilboy の言うごとく、「最後の足掻」にも等しかったのではないか。

(22) E. H. E., II. p. 54 f.

(23) E. Lipson, *The History of the English woollen and worsted industries*, 1921, pp. 248-255, Ditto, *A Short history of wool and its manufactures*, 1953, p. 189 f.

Lipson は何故にイングランドで最初に産業革命が起きたかを考えるさいに、企業家の存在、比較的高い賃金水準、そしてその賃金にもとづく裕かな需要をあげている。⁽²⁴⁾「織物工業における人手不足は比較的高い賃金水準とあいまって、イングランドの製造業者に、労働の使用を節約する機械を採用させるようにしむけ」、また、労働組合運動が起きたため雇用主はできうる限り労働力への依存から解放されたいと願い、このことがまた機械の採用を促進した。だから、1757年の織元たちの手口は、賃金切下げによって、自ら機械採用への途を鎖すと同時に、需要をも減少させるものであった。まさにグロースターシャーの織元たちは自らの手で首をしめたのである。

このように見てくると、1756/7年の冬に一大キャンペーンを展開し、議事に「産業における自由放任」を認めさせた織元たちは、いったいどのような存在なのか。勝ちとられた「自由」とは何であったのか。かれらは、その勝利によって、産業革命とA・スミスの『国富論』以前に、来るべき時代の精神を明らかに感知していたのではないか。企業家がいて、「産業の自由」が法的に認められて、にもかかわらず、かれら企業家は経済状況に適応しえない無能者であった。かれら織元は、Lipsonによれば、やがて衰退し、産業革命は当時の後進地帯ヨークシャーで起ってしまうのである。かくして、ただ「産業における自由放任」のみが残るのである。

かれにとっては、18世紀中葉でグロースターシャーの織元たちが獲得した「産業における自由放任」は、それに先行する内乱ないし名誉革命といか⁽²⁵⁾

(24) E. Lipson, *The Growth of English society: A Short economic history*, 3rd ed. 1954, (first published 1944), p. 189 f. (以下, G.E.S. と略記する。)

(25) N. S. B. Gras の評論によると、「大反乱の経済的帰結 [=資本主義の自由な発展] にもかかわらず、著者 [Lipson のこと] は、内乱の起源を説明する時には経済的側面を強調しない。かれにとってそれは、少くとも開始時点では、宗教上、国制上の闘争だったようである。」(N. S. B. Gras, *op. cit.*, *Review*, p. 487.)

Lipson は、「絶対君主がこの国の経済生活を支配していたとき、労働階級の状態の統制は国家の領域と考えられていた」* と述べているように、17世紀の革命で絶対君主制が崩壊すると同時にそれが担っていた「観念」も消滅したと考えている。その観念は中世から引きついだ「安定」と「共同体精神」の残存物であった、と言う。この点については、Lipson, G.E.S., p. 172 ff.

* E. Lipson, "The Perspective of the Industrial Revolution," (in *Saggi di Storia e teoria economica: in onore e ricordo di Giuseppe Prato*, 1931), p. 98.

なる関連をもつのか、また、その後の産業革命にどのようにつながっていくのか、さし当ってはどうでもいいことなのである。とにかく、18 世紀が「産業における自由放任」の時代でなければならなかったのだ。だから、1756 年の「覚え書」のなかから、来るべき時代の精神を身につけ、「産業の自由」を要求する織元と、経済状況の変化に対応できぬ無能な織元とが同時に読みとられても、これら二面性をもつ織元がいかなる存在であったかを、また、そのような存在がいかにして可能であったかを問わなくてもよかったのである。とすれば、かれにとって、18 世紀は何故に「産業における自由放任」の時代でなければならなかったのか。

3. Lipson の歴史意識——連続と循環

Lipson の 18 世紀解釈は、結局のところ、かれがイギリス経済史をどのように考えているのかにかかっている。イギリス経済史全体のなかで、18 世紀がどのような位置を占めているのか——そのことが明らかにされれば、1756 年の織元の「覚え書」に対するかれのかかわりあいも、はっきりとするであろう。

かれは 1931 年に発表した『イングランド経済史』第 3 巻において、1757 年を「一里塚」と名づけている。ところで、かれ自身の説明によれば、同書を貫いているテーマは経済史の連続性であった。「われわれは過去を理解するにさいし、経済発展のさまざまな様相を水ももらさぬ厳密な区画に押し込め、切離すべきではない。経済発展には断絶はないのであって、そこにあるのはつねに進歩と変化の流れである。その流れのなかでは古いものがほとんどわからぬくらい新しいものと混り合っている⁽²⁶⁾。」たとえば産業革命は、近代イギリス経済史上最大の断絶であると言われているけれども、そ

(26) Lipson, *E.H.E.*, III. p. 53; do., *op. cit.*, “The Perspective of the Industrial Revolution,” p. 92. このモチーフについては、上記 H. Heaton の書評を見よ。その書評で、Heaton は、“The Antiquity of Modernity” という副題を Lipson の『イングランド経済史』におくっている。

れは決して断絶ではなかった。かれが『イングランド経済史』第2, 3巻の成果をもとにして, この連続を主張したものに「産業革命論」⁽²⁷⁾がある。われわれは, この「産業革命論」を手がかりにして, かれの言う「連続」がいかなるものか明らかにしよう。

産業革命は, 動力を産業と交通とに応用することによって生産活動を活発にし, 人間の自然資源に対する支配力を増加させた。この革命の結果, 生産活動の中心は農業から工業に移り, 工場制が産業組織の支配的形態になり, 生産単位を大きくし, より多くの人々に仕事と生計の手段を与え, そして, 意識的な産業プロレタリアート階級をつくりあげた。そして, このような産業革命は決して過去からの断絶ではなかった, と Lipson は考える。断絶でないとすれば, 産業革命はどのように過去と連続しているかが問題になる。ところで, 産業革命以前の生産組織が「家内制」であったという点では, 研究者はほぼ一致しているけれども, この「家内制」(domestic system)という言葉にどのような意味を与えるかについては必ずしも一致していない。たとえば, W. Cunningham⁽²⁸⁾ は, 「家内制」という言葉を, 『19世紀初頭のヨークシャーで普及していた意味』で使うと言っている。Cunningham の解釈だと, 産業の進化には二段階あって, 「家内制」は『非常に古い時代から, [資本家制 (capitalistic system) に] にとって代られるまで』存在した。しかし, Lipson によると, 「ヨークシャーのウェスト・ライディングで支配的であった家内制の特定の形態はイングランド全体の典型」とは言いえない。なぜなら, 産業革命前夜のイングランドで北部の毛織物工業はむしろ後進であり, 西部や東部の方が進んでいたから。西部地方こそ, 「この王国最大の織物生産地であり, 産業革命にいたるまでイングランドの傑出した産業中心地」であった。16世紀からこの地に存在した「家内制」のもとでは, 原材料の所

(27) Lipson, *op. cit.*, "The Perspective ..."

(28) W. Cunningham, *The Growth of English industry and commerce in modern-times: Pt. I Mercantile system*, 5th ed. 1912, p. 497, fn. 2.

有権は資本家ににぎられていた。資本家は原材料を購入し、それを自宅で労働する賃金労働者に加工させ、生産物を売っていたのである。職人たちは自宅で働いていても、原料の供給を雇用主に依存する賃金労働者になり下ってしまった。資本家制の根本的特徴は「賃金制 (wage system) であって、そのもとでは手工労働者は労働の生産物ではなく、その労働そのものを売る」のだから、「家内制」はまさしく資本家制である。Cunningham の「資本家制」も、内容は Lipson の「家内制」と同じであるから、ヨークシャーのウェスト・ライディングの「家内制」にではなくて西部の「家内制」に目を向ければ、当然、産業革命によってはじめて資本家制が出現したなどと考えるしなかつたにちがいない。Cunningham のみならず、A. Toynbee 以来の研究者がこの点に注意を向けなかつた理由はつぎのことによる。「イングランドの産業が、産業革命以前にどの程度まで資本家的基盤に基づいて組織されていたかどうかは、ヨークシャーのウェスト・ライディングに集中された不当な注目と他の地域の無視とによってあいまいにされてきた。」ヨークシャーに対する注目は、デフォーの『旅行記』と 1806 年の議会報告書によっている。とくに、デフォーの著書は多くの人々に読まれているため、かれの記述に基づく不完全な「家内制」概念が作られてしまった。そのため、「妻子や時には徒弟または職人とともに自らも働く」家内的製造業者の社会が、産業革命によって一挙に、工場制に変わってしまった——という「断絶」説がつくられたのである。Lipson の解釈だと、「資本家制」は 3 世紀も前から存在し、「資本家制」に固有の大規模生産、失業、労働争議、景気変動、独占、そして工場すらも、産業革命以前にあった。機械の使用による工場制の出現は、労働者たちをひとつの屋根の下に集めたけれども、そのことは根本的には「経済的というよりも社会的意義」をもつにすぎない。こうして、少なくとも 16 世紀から現代までを見事に「連続」させてしまった後で、Lipson は言う。経済発展の連続性という大きな視界で産業革命を研究しない限り、歴史的事実を正しく説明しえないし、また、そうしない限り、いかなる産業革命

の説明も「ひとつの歴史的な神話」の寿命をのぼすだけである、と。

しかしながら、Toynbee や Cunningham に対する Lipson の非難はかれ自身にも向けられる。なぜなら、かれは何故に西部の毛織物工業に眼を向けるのかが第一に問題になるし、第二に、かれ自身産業革命は北部で始ったと述べているのではないか。第一の疑問に対して、かれは、「経済史に断絶はなく、古いものと新しいものとがわからないくらい混り合っているから」と答えるであろう。だが、人々が生活しているかぎり、歴史はつづくであろうし、日々の生活は新旧区別のできぬ連続であろう。他方、かれ自身も「重商主義の時代」とか、「自由放任の時代」とかについて語っているのであるから、歴史に区切りをつけていることは明らかである。とすれば改めて、かれの言う「歴史の連続」とは何か、が問題になる。この点が明らかになれば、第二の疑問もおよそわかる。

「産業革命論」を発表した翌 1932 年、かれは『経済・商業史雑誌』の求めに応じて、「重商主義時代のイングランド」⁽²⁹⁾を書いている。「今のおとなの世代は『自由放任』の時代に生まれた。この『自由放任』体制以前は、国家重商主義 (state mercantilism) が大まかにいって 1558 年から 1815 年まで支配していた。まさに現在われわれは、あきらかにこの古い体制に戻りつつあり、事実、新重商主義体制を、それが全世界ないし国家にとってどのような意味をもつのか多くを知らずに、おしすすめている。以前の経験から得られる教訓はどのようなものであれ、言うまでもなく、すべて好ましいものである。」1931年にイギリス政府は金本位制を廃し、翌 1932年には自由貿易から保護貿易に転換する。Lipson によれば、歴史の歯車は 100 年逆戻りした。歴史は、100 年前の保護貿易政策が現在再び現われるごとく、循環する。1932年の年頭、Neville Chamberlain の輸入関税法案提出に先だつ数日

(29) Lipson, "England in the age of mercantilism," in *Journal of Economic and Business History*, IV/4 (1932).

前、かれが The Times⁽³⁰⁾ に寄せた一文は、イギリス国民に向って歴史の循環を説教している。「この国が現在直面している経済的不安は決して前例のないものではない。」かつてフランスの一政治家が『『経済的敗北主義』(‘economic defeatism’) と呼んだ精神に、国民はとりつかれてしまっている。」15, 17, 18 世紀にも同じ現象がみられ、絶望的雰囲気の中からは予言者が現われて、この国の不可避的衰亡を説いたものである。だが、かれら予言者の言葉は全部はずれてしまった。だから、現在の不安も間もなく消えうせよう。そこで、歴史が循環することを示すために、18 世紀末に書かれた『絶望をいやす薬』の一文を紹介しよう。『たとえ、このうえなく有能な人さえも、この国の政治的・財政的力について根拠のない憂慮をいただくかもしれない。……だが、よほどの失政のないかぎり、……卓越した力と勇気と能力をもつ人種が住む、かくも強力な帝国を破壊させるものはなにもない』

歴史に訴えて大英帝国を救わんとする Lipson は、このように歴史を循環させてしまう。『先にあったことは、また後にもある、/ 先になされたことは、また後にもなされる。/ 日の下には新しいものはない。』⁽³¹⁾

貿易政策や『経済的敗北主義』だけが、再現したわけではない。国内の労働問題に対する国家の干渉も増大しているではないか。1905 年の Unemployed Workmen Act, 1909 年の職業紹介所の設置, 1911 年の Unemployed Insurance Act, また、1909 年の Trade Boards Act では最低賃金制が復活している。しかも、このような国家の干渉はすでに 19 世紀の開始と同時に始っている。「工場法 (factory reform) の時代は、1802 年に始った。」⁽³²⁾ 国家

(30) *The Times*, January 20, 1932. この一文は、「大不況期に広まった、ブリテンの将来にかんする悲観的見方が過去の世紀でも頻繁に繰返されていたものである、ということを示す」ために書かれた、と注記して次の著書に収録されている。

E. Lipson, *A Planned economy or free enterprise: the lessons of history*, 1944.

(31) *Ecclesiastes*, ch. 1. Lipson, *op. cit.*, *A Planned economy ...* の epigraph として “There is no new thing under the sun.” を引用している。しかし、すでに E. Lipson, *Increased production*, [1920], p. 71 において引用されている。

(32) Lipson, *G.E.S.*, p. 275.

は一世紀以上つづいた「自由放任」の傾向からなかなか離れることができず、したがって、19世紀前半の工場法の歴史は国家がいかに行きあたりぼったりの経済政策しかとれなかったか、を示している。だが、「19世紀をふり返ってみるとき、われわれはそれを、自由放任の絶頂（常識的解釈）としてではなく、経済生活の仕組が改められて、やがて20世紀になって夜明けを迎えるひとつの時代——国家の機能がほとんど無制限に国民経済の全部面に拡大する時代——を用意しつつあった時代、とみることができよう。」⁽³³⁾

われわれは、こうして、再び18世紀に戻ることができる。常識的には19世紀こそが「自由放任」の絶頂と解釈されているのだけれども、Lipsonの現実認識はそのような解釈を許さないのである。「19世紀は、われわれ自身の時代にまさに成熟せんとしている多くの動きが発生した時代」⁽³⁴⁾であった。そして、経済活動に対する国家の干渉は中世的観念として、17世紀中葉までつづいていたのだから、ここでもまた、歴史は繰返している。だが、かれが、「人間のやってきたことは潮の干満の法則に支配されているという仮説」を実証したく思っても、潮そのものはいぜんとして残される。歴史の循環が干満の法則であるとするれば、潮そのものは歴史の連続に相当するといえよう。経済史の連続を明らかにすることが『イングランド経済史』のテーマであった。そして、すでに記したように、かれの「産業革命論」で、その点は要約して記されている。かれが、『イングランド経済史』で救い出そうとした「連続」とは何であったのか。『経済史』に先だって、1920年に、かれはつぎのように述べていた。「産業大衆の利益と福祉を守る方向に向って国家はもっと責任を負うべきだ、との世論があきらかに熟している。」⁽³⁵⁾労働者の生活水準を上げるための議論が非常に活発で、ある人々によれば、現在の不平等な富の分布をなくせば問題は一举に解決する、ということである。しか

(33) *Ibid.*, p. 280.

(34) *Ibid.*, p. 242.

(35) Lipson, *Increased Production*, pp. 8-9.

し、Lipson の考えによれば、「この国の富の全部が平等に分ち与えられたとしても、社会問題は解決されないであろう。」なぜなら、パイを平等に分けたら、一人当たりの分前はきわめて小さくなってしまうから。全社会に貧困を平等に分ければ抽象的な正義は充たされるかもしれないが、それは、現在苦しんでいる人々を救う最良の道ではない。現在なによりも必要なのはパイを大きくすることであって、そのためには勝れた企業家の科学的経営と国家の政策とである。だから、いくら国家が経済生活に介入しようとも、したがって、歴史が循環しようとも、パイを大きくすることが先だつ以上、企業家だけは常に存在していなければならない。「企業家こそ、クラフト・ギルドと agrarian court とにもとづいて組織された共同体秩序の強力な解体者であった。企業家はまた、旧秩序の廃墟の上に『新しいイングランド』を建設した。よしあしは別として、進歩の道を示し、イングランドが 19 世紀よりはるか以前にその卓越した地位を得ることができたのは、個人主義のおかげであった。蒸気機関が産業と交通とに利用された時には、すでに社会は万全の受入態勢をととのえていた。⁽³⁶⁾」それだけでなく、個人主義の発展は政策の面でも決定的影響を及ぼした。「企業家は経営の自由 (free hand) を要求し」、17 世紀後半に「自由放任」を得た。

Lipson の『イングランド経済史』は要するに、自由な企業家の歴史に他ならない。そして、一見したところ 20 世紀に固有の経済現象も企業家とともに古くからあった——このことを実証的に示すのに、全三巻 1500 頁を要したのである。しかし、すでに記したように、Lipson の考えでは、17 世紀末までと、19 世紀初頭からは国家の干渉がみられる。とすれば、18 世紀にしか「産業における自由放任」は見出せないではないか。だから、1756 年のグロースターシャーの織元の「覚え書」と 1757 年の議会の行動とは、まさにイギリス経済史上の「一里塚」であり、「経済革命」であった。「産業に

(36) Lipson, G.E.S., p. 80.

おける自由放任」が実証されれば、さし当っては、産業革命が北部で始ろうが始るまいが、かれにとっては大して重要ではなかったのである。なぜなら、現代に固有の経済現象は、1757年の勝利によって産業革命以前にすべて存在していたから。

[1968・9・30]